

保 医 第 5 8 2 号
令和 4 年 10 月 17 日

関係機関・団体 御中

沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴うガイドラインの作成及び関連通知の改正について

みだしのことについて、令和 4 年 4 月 1 日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布され、診療用放射線照射装置等を体内に挿入して治療と受けている患者又は診療用放射線同位元素等により治療を受けている患者に関する一般病室等の手続きや基準が定められました。

このたび、厚生労働省から改正省令の施行に伴うガイドラインの作成及び関連通知の改正について通知があります。つきましては、当該通知を医療政策課HPに掲載しますので、改正内容についてご確認のうえ取り扱いについて遺漏のないよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正省令

医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 75 号）

2 改正省令の施行に伴うガイドライン

令和 4 年 9 月 27 日付け事務連絡（医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について

3 改正省令の施行に伴う関係通知

令和 4 年 9 月 27 日付け医政地発第 0927 第 2 号（医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について）

4 HP掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課HP／厚生労働省関係通知／その他の通知／令和 4 年 10 月 17 日付け保医第 582 号

沖縄県保健医療部医療政策課企画班
TEL 098-866-2111
Mail aa90603@pref.okinawa.lg.jp